なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七条第一項第二号	第二号換算給料特例適用者	第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）
	離婚特例割合	改定割合
	第一号換算給料特例適用者の換算給料額	第一号改定者の改定前の標準報酬月額
	みなして	みなして平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する
なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七条第三項	第二号換算給料特例適用者	第二号改定者
	第一号換算給料特例適用者が	第一号改定者が
	新共済法第百七条第一項第一号に規定する第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額を第一項第二号に規定する第一号換算給料特例適用者の換算給料額とみなして、同号	第一項第二号
なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七条第七項及び第十八条の九の表以外の部分	新共済法第百七条の七第二項及び第三項の規定により過去の特定離婚特例（同条第一項に規定する特定離婚特例をいう。）が適用された	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された
なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七条第十六項の項	新共済法第百七条の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）に係るものに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）
なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七条第十八条の九の表附則第二十一条の項	新共済法第百七条の七第一項に規定する特定組合員	組合員又は組合員であつた者
なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七条第十八条の九の表附則第二十九条第一項の項	新共済法第百七条の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間	被扶養配偶者みなし組合員期間

3　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてなお効力を有する改正前地共済法その他の法令の規定を適用する場合には、改正前地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級は、それぞれ第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二条第三項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級とみなす。

（端数処理に関する経過措置）

第十五条　前条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第百四十四条の二十六第一項の規定は、平成二十八年四月分以後の月分の年金の支払額について適用する。

2　前項の規定は、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三条第一項の規定にかかわらず、旧地共済法による年金である給付について準用する。

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用しない改正前地共済法等の規定）

第十六条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第三項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　なお効力を有する改正前地共済法第四十四条の二から第四十五条まで、第四十八条、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条、第九十三条、第九十九条の四、第九十九条の五、第百五条から第百七条の三まで、第百七条の七、第百七条の十、第百十七条から第百二十一条まで、第百四十四条の二十三並びに附則第二十三条、第二十四条の三第六項、第二十五条の七、第二十六条の三及び第二十七条の規定

二　なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百四条、第百六条、第百八条及び第百十条の規定

三　なお効力を有する改正前地共済令附則第五十三条の十六の二から第五十三条の十六の十まで、第五十三条の十八の二から第五十三条の十九の四から第五十三条の十九の十一まで、第七十二条の三の二及び第七十二条の八の二の規定

四　なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第十七条の二から第十七条の七まで、第二十五条の二、第二十五条の三、第三十一条の二から第三十一条の八まで及び第六十六条の二から第六十六条の二十二までの規定

五　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年地共済改正令第十四条の規定による廃止前の地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の規定

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等）

第十七条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三条第三項、第四十三条の二から第四十三条の五まで、第四十六条、第五十四条第二項及び第三項、第六十五条の二から第六十八条まで、第九十二条第一項、第百条の二第一項、第三項及び第四項、附則第十条の二、第十一条第一項から第四項まで、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第六項及び第八項、第十三条の五第六項、第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項並びに第十七条の四第六項本文、附則別表第二並びに別表の規定並びに平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第四項及び第六項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項、第七項、第八項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。